

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

## 評価実施機関名

寒川町長

## 公表日

令和4年10月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び学校教育法(昭和22年法律第22号)等の関連法に基づき、保育所や幼稚園等に入园する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>寒川町は、先の関連法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤副食費の免除対象の要件を備えているか確認するために必要な各種情報の照会</p> <p>(公金受取口座を活用した給付の実施) 給付費及び補助金の支給にあたり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条 別表第一の第8及び94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第8条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の13、15、16及び116の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-5②所属長	子ども青少年課長 天野 弘美	子ども青少年課長 宮崎 彰夫	事後	
平成31年1月31日	I-5①部署	子ども青少年課	保育・青少年課	事後	
平成31年1月31日	I-5②所属長	子ども青少年課長 宮崎 彰夫	保育・青少年課 原田 健一	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	保育・青少年課長 原田 健一	保育・青少年課長	事後	
令和1年11月11日	I-1②事務の概要	-	⑤の追加	事後	
令和1年11月11日	II-1対象人数	平成27年4月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和1年11月11日	II-2取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和1年11月11日	II-2取扱者数	平成27年4月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	令和元年10月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取得者数	令和元年10月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-5①部署	保育・青少年課	子育て支援課	事後	
令和3年5月10日	I-5②所属長の役職名	保育・青少年課長	子育て支援課長	事後	
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の12、15、16及び116の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の12、15、16及び116の項	事前	
令和4年10月7日	I-1②事務の概要	<p>子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び学校教育法(昭和22年法律第22号)等の関連法に基づき、保育所や幼稚園等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>寒川町は、先の関連法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤副食費の免除対象の要件を備えているか確認するために必要な各種情報の照会</p>	<p>子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び学校教育法(昭和22年法律第22号)等の関連法に基づき、保育所や幼稚園等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>寒川町は、先の関連法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤副食費の免除対象の要件を備えているか確認するために必要な各種情報の照会</p> <p>(公金受取口座を活用した給付の実施) 給付費及び補助金の支給にあたり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	事前	